

つながりを求めて



NPO 法人なら人権情報センター

奈良県磯城郡田原本町鍵301-1

TEL 0744-33-8585 FAX 0744-32-8833

E-mail info@nponara.or.jp

(担当:西田・吉岡)

2024年7月

第137号

NPO 法人なら人権情報センターは、「誰一人取り残さない」やさしさとぬくもりのある地域社会、まちづくりをめざして、地域の人々とつながり、人権を尊重し合える事業を進めています。人権を大切にする気持ち、自分自身を大切にする気持ち、人々とのつながりを大切にする気持ちを育むために、さまざまな研修や講座、学習支援、相談者に寄り添った各種相談事業をおこなっていきます。多くの町民の皆さんの、ご支援、ご参加をお願いします。

かいほう塾

中学生の学習支援を通して生きるための力を育む事業

- ・開講日：原則毎週木曜日 19時～20時30分
- ・場所：三宅町交流まちづくりセンター MiiMo
- ・対象者：式下中学校在校生及び三宅町在住中学生



5月23日、三宅町交流まちづくりセンターMiiMoで「かいほう塾」の開講式と第1回教室をおこなった。参加生徒は、3年生7人、2年生1人、1年生が18人。開講式では三宅町教育委員会の日置敦さんが主催者あいさつ。式下中学校校長の仲川延也さんが生徒たちに激励の言葉を送った。最後に、今年度かいほう塾と一緒に運営するスタッフが一人ひとり自己紹介した。

学習の最初に、学年ごとのドリル問題にとりくみ、答え合わせをした。そのあと自主学習。中間テストがまじかにあるため、各自問題集を開いて熱心に学習する様子だった。

かいほう塾はいつでも参加できます。気軽に一度見に来てください

<かいほう塾の日程>

7月4日(木)・11日(木)・18日(木)

8月27日(火)・29日(木)



人権学習講座

地域人権学習講座が始まります。今年度も、7月から11月にかけて三宅町交流まちづくりセンターMiiMo(フィールドワークは現地)で、月1回、合計5回の人権学習講座を準備しています。講座は三宅町民をはじめ、町職員の人権研修も兼ね、広く呼びかけ行われます。人と人とのつながりを大切に、地域社会の活性化をはかる意味でも、地域の課題や展望を共に考えていきたいと思ひます。

第1回講座は、京都府宇治市にあるウトロ平和祈念館の副館長、金 秀煥(キム・スファン)さんを招き、「ウトロの歴史と人々と出会う」をテーマにお話していただきます。キムさんは、1976年生まれ。在日コリアン3世。幼少から朝鮮学校で学び、朝鮮大学卒業。2010年からウトロ地区にある南山城同胞センターに勤務。住民の生活支援と、ウトロを訪れる人々の案内や講演活動を行う。現在はウトロ平和祈念館副館長。



ウトロ地区は1940年、旧日本軍の京都飛行場建設に際し、「兵隊に取らない」「住む所と仕事を与える」と、多くの朝鮮人労働者を集めた建設現場の飯場としてあった。日本の敗戦により、飛行場建設は中止になり、多くの朝鮮人労働者・家族がその飯場に残り生活をはじめ、立ち退きを迫られながらも、支援者とともに韓国政府をも動かし、土地を買い取り現在の生活に至っている。

	日 時	内 容
第1回	7月18日(木) 13:30-15:30	演題:「ウトロの歴史と人々と出会う」 講師:金 秀煥(キム・スファン)さん ウトロ平和祈念館 副館長
第2回	8月8日(木) 13:30-15:30	演題:「沖縄米軍廃棄物巡回展から」 — 沖縄を知り、自分ごととして考える — 講師:中村 之菊(みどり)さん
第3回	9月17日(火) 13:30-15:30	演題:「先住民族アイヌのいま」(仮) 講師:多原 良子さん 一般社団法人メノコモシモン代表 出原 昌志さん 先住民族アイヌのいまを考える会顧問
第4回	10月19日(土) 10:00 長谷寺駅集合	フィールドワーク 桜井市初瀬周辺 講師 井岡康時さん(奈良大学教授)
第5回	11月28日(木) 13:30-15:30	演題:「女性の貧困から考える」 講師:中野 冬美さん 女性のための相談室 もくもく共同代表

※ フィールドワーク以外は三宅町まちづくり交流センターMiiMoで行います。

離婚後の共同親権

今年5月17日、『離婚後の共同親権・共同監護を実現する民法の一部改正法案』が可決成立しました。施行は2026年の見通しです。

- ・親権とは子どもの世話や教育、財産管理を行う権利でもあり義務をいいます。
- ・離婚時には必ず親権者を決める必要があります。



これまで

- 婚姻中は父母双方が親権を持ちます。
- 離婚後はどちらか一方の単独親権と限られてきました。

※親権のない親と子の関係が切れるわけではなく離婚後も両親が協力して子を共同監護することも可能でした。

今回の改正

- 離婚時に合意すれば双方が親権を持つことが可能です。
- 合意に至らない場合や裁判を経て離婚する場合は家庭裁判所が共同親権とするか単独親権かを判断します。
- DV や児童虐待などの被害の恐れがある場合には家庭裁判所が単独親権とします。
- 主要国では共同親権を認める国が多くあります。

共同親権のメリットは……

子ども連れ去りの一定の抑止につながり、離婚した後も子どもと関わるができることです。

共同親権のデメリットは……

DV や虐待など複雑な家庭事情を家庭裁判所は適切に理解し、判断(共同親権か単独親権かを)できるかどうかです。DV 被害を見抜けずに共同親権になってしまった場合、DV 加害者は子どもと会う権利や機会を利用し支配を続けようとします。結果、離婚後も被害を受け続けてしまう可能性があります。子どもの意思や利益を尊重できない親権者がいる場合には子どもが紛争やもめごとにさらされるなど悪影響を及ぼす可能性も考えられます。海外でも被害の報告がされています。



今後の課題は……

日本は「家庭のことは家庭で」という意識が強くDV や児童虐待の防止・介入や困難を抱える家族への支援策をみんなで広げていくことが求められています。

配偶者からの暴力に悩んでいることをどこに相談すれば良いかわからないと言う方へ……

全国共通の電話番号(＃8008)から相談機関を案内する内閣府のナビサービスがあります。NPO 法人なら人権情報センターでも受け付けています。

よもやま話

2024年も元日の能登半島地震から半年が過ぎ7月に入ります。復興が進まないのは、天災か人災か。その後も地震が続いています。わがこととして、考えていきたいと思いません。今回は誰もが知っている、7月の天にまつわる話として7月7日の七夕(たなばた)がある。「織姫と牽牛彦星の悲恋物語」。天帝は娘の織姫の結婚相手に天の川(あまのかわ)の対岸で天の牛を育てている彦星という働き者の青年を選んだ。二人は結婚生活が楽しくて、機(はた)を織らなくなり、牛を育てなくなった。怒った天帝は二人を引き離し、織姫を連れ戻した。しかし、悲嘆にくれる娘を見て、天帝は天の川に橋を架け、年に1回だけ逢うことを許す。それが7月7日。これはあくまで旧暦であって、実際は8月中旬のこと。このころ、天の川銀河をはさんで一番輝いているのが「織姫星と彦星」。しかし、ここで疑問に思うのは、何故7月7日なのかです。



日本では、江戸時代から庶民にも1月7日七草がゆ、3月3日桃の節句、5月5日端午の節句、7月7日七夕(しちせき)9月9日(重陽の節句)と月と日が、1・3・5・7・9と奇数がそろう日を五節句として祝う日として広まったようです。(1月だけは1月1日が元日のため7日にしている)。この五節句と「織姫・牽牛」の伝説などが合わさって7月7日の「七夕(しちせき)・棚機(たなばた)」となり、笹の葉に願い事を書いた短冊を結ぶ、現在に至っていることを想うと、「笹のはさらさら、お星さまキラキラ」と口ずさむ七夕の歌も感慨深く思われます。

人権相談

あなたはひとりじゃない！ - 一人で悩まないで -

あなたの身の周りに起きている心配ごと、困りごとをどうしていますか？たとえば子どものことや家族のこと、仕事のことや将来の不安、DVなどがそうです。

友達や家族、公的機関などに相談するのは良しとして「他の人に知られたくない」、「相談するところが解らない」などと考えてじっと我慢している方、いらっしやいませんか？もしかすると解決する方法はあるかも。解決とまではいなくても一筋の光が見えるかもしれませんし話すだけでも気持ちが楽になるかもしれません。どうか一人で抱え込まないで欲しいというのが私たちのメッセージです。まず下記までお気軽にお電話ください。また三宅町人権センター2階相談室で面接相談も行っていますのでご利用ください。(要予約) プライバシーは厳守いたします。安心してご連絡ください。

三宅町人権相談窓口

奈良県磯城郡三宅町屏風 250-21 三宅町人権センター内
電話/Fax 0745-42-2221 相談日 毎水曜日 (11時~16時)
URL <http://www.nponara.or.jp>

